



第21期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年9月28日(水曜日)
午前10時開始
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
アクロス福岡1階
円形ホール

株式会社アイキューブシステムズ
証券コード：4495

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

目次

株主の皆さまへ	P1
第21期定時株主総会招集ご通知	P2
株主総会参考書類	P8
事業報告	P28
連結計算書類	P59
計算書類	P61
監査報告	P63

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会は株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第21期定期株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第21期(2022年6月期)の売上高は期初予想の2,569百万円から2,454百万円と下回ったものの、営業利益は予想を上回る826百万円、配当性向は19.5%を達成しました。売上高が予想を下回った主な要因は、世界的な半導体不足に伴うモバイル端末の調達不足により、「CLOMO(クロモ)」の一部契約が遅れてしまっているためです。しかしながら、テレワークの浸透や働き方改革の推進により、モバイル端末を活用しようとする市場の機運は高まっており、モバイル端末の調達不足が解消されると、市場は再拡大するものと見込んでおります。

当社は、2020年7月の上場以降を第3創業期と位置づけ、様々な取り組みに挑戦しており、2021年11月に子会社として株式会社アイキューブドベンチャーズを設立、CVC事業を開始し、2022年6月にはコーポレートブランドを刷新し、「挑戦を、楽しもう。」のブランドスローガンを掲げ、広告キャンペーンを実施しました。同年7月には、新たな営業拠点を名古屋と札幌に開設し、年内には仙台にも開設する予定です。これにより国内全域に営業網を拡大することができ、モバイル端末を使ったDXを推進したい企業や病院、学校や官公庁等へのきめ細かな支援が可能になります。さらに今後は、当社のさらなる発展を実現できるよう、新サービス・新事業の開発や、M&A等の新たな挑戦を推し進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活が急速に変化し、先行き不透明な状況が続きますが、企業における生産性向上や働き方改革はもちろん、身体的にも心理的にも安全に働くことができ、挑戦を楽しめる社会を築いていくため、これからも邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO
佐々木 勉



株主各位

福岡県福岡市中央区天神四丁目1番37号

株式会社アイキューブシステムズ

代表取締役社長 CEO 佐々木 勉

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまには、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日の株主総会会場へのご来場はお控えいただきますよう、お願い申し上げます。当日のご来場に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載の方法により、2022年9月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本株主総会は株主の皆さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1 開催日時	2022年9月28日（水曜日）午前10時開始（受付開始 午前9時30分）
2 開催場所	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡 1階 円形ホール

3 目的事項

- 報告事項 1. 第21期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時 2022年9月28日（水曜日）午前10時開始
（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合



■ 議決権行使書用紙を郵送する場合

行使期限 2022年9月27日（火曜日）午後5時到着分まで
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ投函。

■ インターネットによる議決権行使の場合（パソコン又はスマートフォン）



行使期限 2022年9月27日（火曜日）午後5時入力分まで
各議案に対する賛否をご入力。行使方法につきましては、5頁をお読みください。

▲ ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。
4. インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回又はパソコン、スマートフォンにて重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

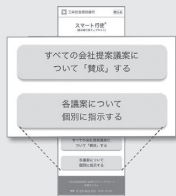
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

▶三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

用紙のご請求等、
其他のご照会は ☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

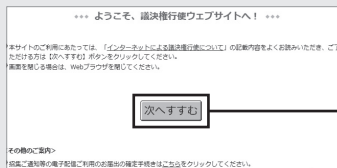
※2022年9月17日(土曜日) 午前5時～2022年9月20日(火曜日) 午前5時までの間は、ウェブサイトのメンテナンス作業のため、取扱い休止となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

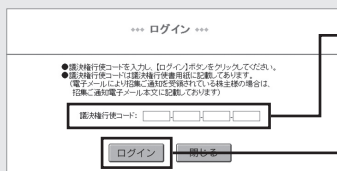
<https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

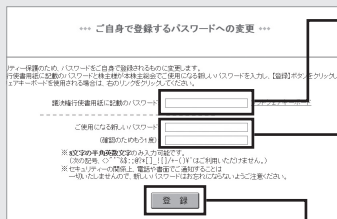
- ② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- ③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

- ・本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- ・パソコン又はスマートフォンから、以下の方法により配信用ウェブサイトアクセスしていただき、株主ID及びパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2022年9月28日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

当日の視聴方法

パソコン又はスマートフォンにて以下の配信用ウェブサイトアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト <https://4495.ksoukai.jp>



株主ID：議決権行使書用紙記載の「株主番号」（数字9桁）

パスワード：基準日（6月末）時点の株主名簿ご登録住所の「郵便番号」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。議決権行使書用紙を投函される場合は、その前にお手元に「株主番号」をお控えください。

ご視聴にあたってのご注意事項

- ・インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- ・配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主様は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- ・株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ご使用のパソコン又はスマートフォンの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。

・やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信サポート専用ダイヤル
0120-782-041
(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

事前質問の受付についてのご案内

- ・株主の皆様からのご質問を本株主総会前にもインターネットを通じてお受けいたします。
- ・事前質問の受付期間は、2022年9月8日(木曜日) 午前10時から2022年9月22日(木曜日) 午後5時までとなります。
- ・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会にて取り上げさせていただくご質問への回答の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。
- ・事前にパソコン又はスマートフォンから、インターネットによるライブ配信の配信用ウェブサイトにアクセスしていただき、株主ID及びパスワードを入力、ログイン後「事前質問を行う」ボタンを押し、必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、必ずマスクを着用のうえご来場ください。マスクを着用されていない場合は株主総会へのご出席をお断りする場合がございますことをご了承ください。なお、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号の英文表記の変更を行うものであります。

新英文表記：i Cubed Systems, Inc.(旧英文表記：i³ Systems, Inc.)

(2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に関して、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。

①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨定めるものであります。なお、2022年9月1日、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)[第10条第2項]の規定により、当会社の定款には、電子提供措置をとる旨について定めがあるものとみなされておりますが、本定款変更案はそれを明確化する趣旨であります。

②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとし、前頁1.(3)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生時に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アイキューブドシステムズと称し、英文では <u>i³ Systems, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 [条文省略]</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アイキューブドシステムズと称し、英文では <u>i Cubed Systems, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 [削除] <u>3. 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役に より選定する</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>[新設]</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2～3 [現行どおり]</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期残存期間と同一とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>[新設]</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 [条文省略]</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 [条文省略]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任に関する定め)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第26条 [現行どおり]</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任に関する定め)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第31条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	[削除]
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	[削除]
<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	[削除]
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	[削除]
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	[削除]
<p>(社外監査役の責任に関する定め) 第40条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	[削除]

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条 [条文省略]</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>2～3 [条文省略]</p> <p>第45条 [条文省略]</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条 [現行どおり]</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>2～3 [現行どおり]</p> <p>第40条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">附則 (2022年9月28日定款変更)</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>第21期定時株主総会の決議による変更前の定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

さ さ き
佐々木

つとむ
勉

(1973年8月4日生)

所有する当社の株式数

2,715,330株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 株式会社システムライフ 入社
- 2001年1月 アイキューブドシステムズ 個人創業
- 2001年9月 有限会社アイキューブドシステムズ（現当社）設立 代表
- 2003年9月 当社 代表取締役社長 CEO
- 2020年8月 当社 代表取締役社長 CEO（内部監査室担当）
- 2021年9月 当社 代表取締役社長 CEO（全部門統括）（現任）
- 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

佐々木勉氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。

今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

あり もり
有森まさ かず
正和

(1956年11月17日生)

所有する当社の株式数

23,200株

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社
- 1980年11月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社
- 2002年6月 ゼロ株式会社（現スカイマーク株式会社）取締役（財務担当）
- 2004年11月 スカイマーク株式会社 執行役員経理本部 本部長
- 2005年6月 同社 取締役
- 2010年9月 同社 常務取締役
- 2015年1月 同社 代表取締役社長
- 2015年12月 エアアジア・ジャパン株式会社 副社長執行役員 兼 CFO
- 2018年3月 同社 特別顧問
- 2018年4月 当社 入社 取締役 CFO（管理本部担当 経営企画室担当）
- 2021年4月 当社 取締役 CFO（管理本部担当 経営企画室担当 コーポレート・コミュニケーション室担当）
- 2021年4月 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事（現任）
- 2021年9月 当社 取締役 CIO（事業投資部門担当）（現任）
- 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役（現任）
- 2022年3月 リーフラス株式会社 社外取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

有森正和氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社取締役CFO就任以来、管理部門を中心にガバナンス領域の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

さと み りょう へい
里見 亮陸 (1988年1月16日生) **所有する当社の株式数** 一株

再任**■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 2010年2月 有限責任あずさ監査法人 入所
2015年1月 Ernst & Young Singapore 入社
2016年7月 エアアジア・ジャパン株式会社 入社
2018年3月 同社 執行役員 CFO
2020年4月 同社 取締役 CFO
2021年4月 当社 入社 執行役員管理本部長
2021年9月 当社 取締役 CFO (管理部門担当) (現任)
2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 監査役 (現任)
(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

里見亮陸氏は、公認会計士としての専門的見地並びに事業会社における経営企画及びCFOとしての経験、海外事業における経験等、事業戦略及びガバナンス領域における豊富な経験と見識を有しております。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として当社の事業拡大及び経営管理体制強化への貢献を期待することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐々木勉氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 「所有する当社の株式数」については、2022年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告50頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

こう だ よし かず
幸田 好和 (1949年6月12日生)

所有する当社の株式数 一株

新任 社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年1月 日本電気株式会社 入社
- 2001年4月 同社 第一製造業ソリューション事業部長
- 2006年4月 同社 製造・装置ソリューション事業本部長
- 2008年6月 九州日本電気ソフトウェア株式会社（現NECソリューションイノベータ株式会社）
代表取締役社長
- 2012年6月 株式会社BCC 代表取締役社長
- 2019年6月 同社 相談役
- 2021年9月 当社 社外監査役（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

幸田好和氏は、長年に渡るIT企業の経営者として経営全般に渡る高い知見と経験を有しており、このような実績を活かし、取締役の職務執行に対する監督とともに提言・助言をいただくことも期待しております。

当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

うち だ ゆう こ
内田 裕子

(1968年10月29日生)

所有する当社の株式数

一株

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4月 大和証券株式会社 入社
- 2000年 1月 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役
- 2016年 5月 金沢機工株式会社 社外取締役（現任）
- 2017年 9月 工藤建設株式会社 社外取締役（現任）
- 2019年 9月 当社 社外取締役（現任）
- 2020年10月 株式会社松本商店 社外取締役（現任）
- 2021年 1月 株式会社スイングバイクリエーション 設立 代表取締役社長（現任）
- 2021年 4月 株式会社良知経営 社外取締役（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田裕子氏は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

ふる みや
古宮よう じ
洋二

(1962年11月26日生)

所有する当社の株式数

一株

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 日本国有鉄道 入社
- 1987年 4月 九州旅客鉄道株式会社 入社
- 2005年 5月 同社 鉄道事業本部企画部長
- 2006年 5月 同社 鉄道事業本部運輸部長
- 2010年 6月 同社 鉄道事業本部営業部長
- 2011年 6月 同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
- 2012年 6月 同社 総務部長
- 2012年 6月 同社 取締役総務部長
- 2012年 9月 同社 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長
- 2013年 6月 同社 取締役総務部長
- 2016年 6月 同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
- 2018年 6月 同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
- 2019年 6月 同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
- 2020年 6月 同社 取締役専務執行役員総合企画本部長
- 2022年 4月 同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古宮洋二氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験と独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

まい た やす こ
舞田 靖子 (1973年7月26日生)

所有する当社の株式数

一株

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所 東京事務所）入所
- 2010年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社
（現PwCアドバイザリー合同会社）出向
- 2012年7月 西村あさひ法律事務所 東京事務所
- 2013年7月 弁護士法人西村あさひ法律事務所社員 西村あさひ法律事務所 福岡事務所
- 2018年4月 北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授（現任）
- 2020年4月 九州大学法科大学院 非常勤講師（現任）
- 2022年6月 舞田法律事務所 設立
- 2022年6月 熊本電気鉄道株式会社 監査役（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

舞田靖子氏は、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 幸田好和氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 内田裕子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。なお、幸田好和氏は2021年9月から本総会終結の時まで1年間、当社の社外常勤監査役に就任しております。
 4. 幸田好和氏及び内田裕子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。幸田好和氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏が選任され就任した場合、各氏は独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社と幸田好和氏及び内田裕子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、幸田好和氏及び内田裕子氏が選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、当社は、古宮洋二氏及び舞田靖子氏が選任され就任した場合も、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、各氏とも年間500万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。
 6. 「所有する当社の株式数」については、2022年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告50頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は2021年9月29日開催の第20期定時株主総会において取締役の報酬額を年額3億円以内(うち社外取締役1億円以内)とのご決議をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬の定めを廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額3億円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとします。

本議案の内容は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び職務等諸般の事情を勘案したものであり、相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は10名(うち社外取締役3名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額1億円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2020年9月24日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額1億円以内で、取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度(以下、「本制度」という。)について決議いただき、現在に至っております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役(社外取締役を除く。)に対する本制度にかかる報酬限度額を廃止し、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対して、改めて報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の業績貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役(社外取締役を除く。)は、7名であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当

たつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

（添付書類）

事業報告（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の変異株の拡大による蔓延防止措置の発令により経済活動が再度制限される時期があったものの、ワクチンの接種は進んでおり、感染の沈静化及び経済活動の再開に向けて前進しつつあります。一方で、ウクライナ情勢の深刻化や原油をはじめとする資源価格の高騰、各国の金融政策の動向などに対する懸念が広がっており、引き続き先行き不透明な状態が続きました。

このような市場環境の中、当社グループは2020年7月の上場以降を第3創業期と位置づけ、2022年6月にコーポレートブランドを刷新しました。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義したうえで、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指してまいります。

当連結会計年度においては、引き続き、今後の継続的な事業成長に向けて人員体制の強化を図るべく、開発部門、営業部門、カスタマーサクセス部門を中心とした人材採用活動を積極的に行ってまいりました。コーポレートブランドの刷新に合わせて、福岡地区を対象としたバス停、駅構内への広告掲載及びメディアでのデジタル動画広告の配信を行うなど、人材獲得に向けた採用広告の展開にも注力しております。

また当社は、Great Place to Work® Institute Japanが世界共通の基準で従業員の意識調査を行う、2022年版「働きがいのある会社」ランキングにおいて、2年連続で働きがいのある会社として認定されており、働く環境の整備に積極的に取り組んでおります。さらに、2022年4月の新卒新入社員の2割は外国籍であり、多様性のある組織づくりが進んでおります。

当社グループの持続的な成長の実現に向けた取り組みとしては、新製品、新サービス、

M&A、CVCを通じた新たな収益源の創出に積極的に取り組んでおり、当連結会計年度において、投資分野に特化した新部門を設置し、投資活動を開始いたしました。主な投資対象はモバイル、SaaS（Software as a Serviceの略称。ユーザー側のコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス）、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社が本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象とする予定です。この投資活動により、協業先やクロスセル商材の発掘によるCLOMO事業の拡大、また事業多角化に向けた新規事業の創出など、当社グループのさらなる発展を加速化させると同時に、起業家の新たな価値創造への挑戦を支えることを目指してまいります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,454,410千円、営業利益826,704千円、経常利益817,879千円、親会社株主に帰属する当期純利益539,529千円となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしていません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから「CLOMO事業」「投資事業」の2区分に変更しております。

a) CLOMO事業

CLOMO事業においては、2010年から提供を開始したモバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しており、2021年12月に公表されたMDM市場(自社ブランド)シェアにおいて、2011年度から11年連続でシェアNo.1を達成しました。

当連結会計年度においては、広島県に新たな営業拠点を開設しました。加えて、愛知県及び北海道への営業拠点の開設準備も進めており、引き続き、Web会議システムを用いたリモート営業と並行活用しながら、販売パートナーとの協業加速及び販売エリアの拡大を図るべく取り組んでおります。GIGAスクール構想によってデジタル学習が進む小中高等学校や、新型コロナウイルスへの対応を含め加速的に業務効率化やデジタル化を進めて

いる医療機関におけるモバイル端末管理、リモートワークでのIT資産管理、製造業や運送業におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)推進に伴う業務専用端末管理など、社会変化に伴う新たなMDMの需要に対しては、導入事例記事を積極的に公開し、CLOMOサービスの活用方法や品質について、理解促進を図るほか、当該分野に強みを持つ新たな販売代理店の開拓を進めております。さらに、モバイル活用をテーマとしたオウンドメディアを公開し、ブランド認知度向上に向けた広告宣伝活動も積極的に行っております。

また、MDMの導入から運用まで幅広くサポートする新サービスとして「CLOMOキittingサービス」、「CLOMO運用代行サービス」を開始しました。近年はDXの重要性が叫ばれており、企業等のMDM運用担当者は、デジタル技術を用いた事業や業務、働き方等の変革を担っている一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、その業務量は増大し、本来取り組みたい変革にリソースを投入しづらい傾向にあります。これらの新サービスを通じて、モバイル端末を導入する際のキitting作業や、MDMによる端末管理業務の一部を代行することで、MDM運用担当者の負担を軽減し、事業や業務、働き方等の変革に貢献してまいります。

カスタマーサクセス活動においては、顧客との関係強化に向けた定期的な面談の実施に加え、CLOMO MDMの基本的な利用方法から、より効果的な活用方法までを学べる「CLOMO ステップアップセミナー」を月数回開催するなど、高い継続率の維持に取り組んでおります。

開発においては、CLOMOサービスのPC管理市場でのシェア獲得に必要なとなるWindowsの機能強化のほか、顧客のニーズに応えるための機能改善に引き続き注力しており、Azure Kubernetes Service (AKS)やXamarinといった新たな技術の継続活用による生産性の向上を図っております。また、社内の開発リソースをより付加価値の高い開発業務に集中させるため、外部委託先の開拓も進めており、今後も引き続き、製品開発やサービス運用の効率化による製品価値の向上及び原価の低減を目指してまいります。

また、CLOMO事業においても、CLOMOサービスとシナジーのある事業を展開する企業を対象としたM&A、資本提携を積極的に進めていく方針であり、販路拡大やクロスセル商材の発掘、オープンイノベーションによる新機能開発などを通じた成長戦略の加速を図ってまいります。

これらの取り組みにより、導入社数は3,915社(前連結会計年度末に比べ524社、15.5%増加)に達しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当連結会計年度の経営成績や、当社が目標とする経営指標(CLOMOの導入社数の増加、ライセンス継続率)への影響は極めて軽微でありました。一方で、当連結会計年度においては、半導体不足に伴うモバイル端末の調達不調により、一部顧客において、サービスの契約開始時期に遅れが生じております。

この結果、売上高は2,454,410千円、営業利益は835,417千円となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	2,249,349千円
CLOMO SECURED APPs	売上高	175,300千円
その他	売上高	29,760千円

b) 投資事業

投資事業は当連結会計年度より開始した新規事業であり、2021年11月にベンチャーキャピタル子会社として株式会社アイキューブドベンチャーズを設立いたしました。また、2022年1月には当該子会社を通じてアイキューブド1号投資事業有限責任組合を設立し、投資活動を実施しております。

主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業及び当社が本社を置く九州の地場で活動している企業としております。

この結果、営業損失は8,712千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は210,955千円で、その主な内容は、ソフトウェアの開発204,500千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第18期 (2019年6月期)	第19期 (2020年6月期)	第20期 (2021年6月期)	第21期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売上高 (千円)	1,399,288	1,641,309	2,029,180	2,454,410
経常利益 (千円)	247,415	401,960	559,868	817,879
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	221,126	318,042	420,212	539,529
1株当たり当期純利益 (円)	36.64	63.46	80.79	102.67
総資産 (千円)	1,083,121	1,336,489	2,830,693	3,202,755
純資産 (千円)	386,476	704,518	1,681,306	2,223,929
1株当たり純資産額 (円)	△365.79	140.58	320.92	420.88

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第18期、第19期及び第20期については、当社単体の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイキューブドベンチャーズ	10,000	100.0	投資事業、投資事業組合の運用、投資先支援等
アイキューブド1号投資事業有限責任組合	200,000	98.0	株式会社アイキューブドベンチャーズの運用する投資事業組合

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① MDM市場におけるシェアの拡大

CLOMO事業が属するEMM（MDM）の市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加に加えて、モバイルPCや業務専用端末など、新たなMDMの活用シーンの拡大によって成長を遂げており、当社も導入社数・ライセンス数の増加により、収益基盤が拡大しております。一方で海外からの参入も含め、国内市場においては競合他社も増えてきております。このような中で、CLOMO事業のMDM市場におけるシェアを拡大させるためには、当社の技術開発力をベースにした高機能化・周辺機能の追加・複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実を通じて、顧客定着・リピートオーダー・解約率の減少にも取り組んでまいります。また、B to Bのクラウドを利用したSaaS事業でもあるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社は新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社に大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負荷無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

② 組織人員（開発）体制の増強

顧客の増加、特に大企業の増加に比例して、その要望や品質に対する要求レベルは年々高くなっており、質・量ともに開発体制を改善していくことは、顧客のニーズに応えていくうえで必要不可欠な課題と考えております。近年のITエンジニアの採用環境については、売り手市場が継続しており厳しい状況となっております。このような状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、国内外の企業やコミュニティで開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

また、当社グループでは、全社的にリモートワーク主体で業務を推進しながら、就業時間については、コアタイムのないフルフレックスタイム制をとっております。加えて、新卒採用、中途採用を問わず、外国籍の従業員の採用も積極的に行っており、居住地や働き方、国籍に捉われない自由な採用活動によって、優秀人材の獲得に繋がると考えております。さらに、産休・育休の取得率は2022年6月期において100%となっており、子育て世帯にとつ

でも働きやすい職場環境の整備を推進することで、従業員の定着と働きがいの向上を図っております。

③ 研究開発活動の促進

毎期、事業の発展充実のため、積極的に研究開発活動に取り組んでおり、ライセンス数やアップセル・クロスセルの増加、解約率の低減のために顧客のニーズを具現化することを進めております。自社の業務プロセス改善や業務の迅速化・効率化を目的とした研究開発も進めており、自社利用でノウハウを蓄積し、新サービス提供へ繋げる想定です。さらに、テスト自動化、スケーラビリティの確保やアプリケーション動作の高速化を目的としたアーキテクチャ刷新のための基盤技術の調査などを研究開発の対象としております。

④ 品質保証体制の強化

顧客に提供するサービスを構成するソフトウェアについては、様々な施策を実施してきた結果、顧客満足度の向上によるユーザーの定着が進んできております。この取り組みは常に改善し、継続していかなければならないため、そのための仕組みづくりが課題と認識しております。この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しております。品質改善に対するブレを少なくするため、ソフトウェアエンジニアへの研修などにより定期的な知識共有を進めます。検証体制においては、可能な限り製品検証体制の自動化を進め、人が実施すべき重要な部分については、特に改善活動を行う時間を確保するとともに、品質の精度を高めます。また、検証時間の短縮により、リリースサイクルが短縮されることにもなります。当社グループはサービス品質向上のため、様々な改善活動に積極的に取り組むことを考えております。

⑤ カスタマーサクセスの体制構築

当社グループでは、これまでの問題解決型の「カスタマーサポート」から一歩進めて、当社グループのサービスを通して顧客が実現したい目的や効果を実現する「カスタマーサクセス」を達成するための活動に注力しております。これは、顧客との定期的な面談を通して製品利用状況を精緻に把握し、適切な利用法を提案することで顧客によるモバイル端末導入の効果を高めてもらう新しい取り組みです。顧客の成功に寄り添うことで、製品に対する心理的なロイヤルティが向上し、製品の継続利用やライセンスの追加、関連製品の購入などに繋

がります。

既存の顧客の解約を防止するとともに、ARPU (Average Revenue per User : 1 ユーザー当たり平均売上金額) を増加することで、LTV (Life Time Value : 顧客生涯価値) をさらに向上すべく、本活動を強化してまいります。

⑥ 従業員の意欲、能力の向上

当社グループは、従業員の目標設定、評価方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なIT技術の進歩やグローバル化にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人材を育成していく体制を整えることも急務であると考えております。引き続きそれらを見据え、勉強会や研修の充実などにより従業員一人一人の上昇志向と能力の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社2社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合）の計3社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義したうえで、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とし様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、モバイル端末を管理するマネジメントサービスをSaaSとして提供する「CLOMO事業」及び、CVCやM&Aを通じた投資活動によって当社グループの持続的な成長の実現と、スタートアップ企業における新たな価値創造への挑戦を支える「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。なお、これらの区分はセグメントと同一の区分であります。

① CLOMO事業

CLOMO事業は、法人で利用されるモバイル端末（iPad等のタブレットや、iPhone、Android等のスマートフォン）やモバイルPCを、当該法人の情報関連部署において、一元管理・運用するMDMサービスである「CLOMO MDM」を主軸として、モバイル端末の利用状態の可視化、機能設定・制限、セキュリティ対策（紛失・盗難、ウイルス対応）の機能をライセンスとして提供するとともに、モバイル端末向けのアプリケーションである「CLOMO SECURED APPs」のライセンスも販売しております。

これらのサービスは、クラウドを介し、SaaSとして提供しております。クラウドを利用したSaaSであるため、クラウド上のソフトウェア管理だけで多くの顧客の対応が可能であり、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受することができます。

CLOMO事業においては、これらのサービスを、主に販売代理店（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を通じて、最終ユーザーである法人等の顧客に販売し、利用ライセンス数に応じたライセンス料を得ております。なお、必要に応じて、当社のテクニカルコンサルタントが販売代理店の営業スタッフに同行し、商談のサポートを行っております。また、販売した顧客に対して、導入後のトラブル発生時などの際に当社から直接サポートするサービスや定期的な利用状況のモニタリング、交流・説明会開催などにより顧客満足度は高く、これらの活動が、競合他社との差別化要因となっております。

販売代理店を通じた販売である場合、販売代理店は、当社が顧客に提供する利用ライセンス数に応じたライセンス料を顧客に請求し、当社は販売代理店に対して、利用ライセンス数に応じたライセンス料を請求しております。

CLOMO事業をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスと、SECURED

APPsサービスの2つとなります。詳細は、次のとおりであります。

a) CLOMOサービス

CLOMOサービスは、iOS向けMDMサービスとして開始された後、現在では「EMM」として、高度な管理機能を幅広くモバイル端末等に提供しております。具体的には、企業・学校法人等において使用する多数のiPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォンなどに対し、「状態の監視機能（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」「利用ルールの適用機能（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」「情報漏洩対策機能（盗難・紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等の各機能を、当該法人が担当部署にて一元管理し運用するサービスを提供しております。

CLOMOサービスが提供する機能のひとつに、「働き方改革」を支援するワーク・スマートという機能があります。これは、法人の管理者が設定した勤務時間内のみモバイル端末の使用を許可し、勤務時間外は使用を制限することで、法人の「働き方改革」を支援できる特徴があります。

導入支援及び、導入後のモバイル管理・活用の積極的なサポート体制も評価いただき、大規模運用ユーザーも含め、業種業態に関わらず採用されております。

「CLOMO」は Apple Inc. の「Volume Purchase Program」や「Device Enrollment Program」に対応するなどiOSデバイスの管理、活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、「Android Enterprise Recommended」の取得、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社との協業(重要投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けています。)などにより、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	<p>多種多様な大量のモバイル端末（iPad等のタブレットやiPhone、Android等のスマートフォン）を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「状態の監視」「利用ルールの適用」「情報漏洩対策」を、モバイル端末・アプリケーション・情報コンテンツ、それぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。</p> <p>CLOMO MDMは、iOS・Android・macOS・WindowsのOSで動く端末に対応しております。</p>
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	<p>企業専用の様々なOS・様々なモバイル端末の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。</p> <p>CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」など、企業の管理者が社員などの利用者に対して業務利用アプリ（例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を提供し効果的に管理するサービスです。</p>
3. CLOMO オプション	<p>モバイル端末の活用における様々な脅威を排除し、企業が求める高いセキュリティ要件にも応えてきた実績を持つハイエンドセキュリティオプションサービスです。大手情報セキュリティ会社との協業から生まれた、モバイルセキュリティを「CLOMOのオプション機能」として提供しています。</p> <p>また、2021年2月よりサービスインした「CLOMO Launcher」は、操作性アップにより効率化と利便性の向上を実現するものであり、利用者の負担軽減に繋がるオプション機能となります。</p> <p>主な製品は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（電子証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（不正持ち出し対策） ・CLOMO MDM アンチウイルスオプション（ウイルス対策） ・CLOMO Launcher（ホーム画面カスタマイズ）

b) SECURED APPsサービス

「CLOMO SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手を両立させることで、モバイル端末の「活用」を支援する企業向けのモバイルアプリケーションです。企業は、昨今の「働き方改革」において大きな課題のひとつとなっている「テレワーク」への対応が求められております。また、いわゆる「シャドーIT」と呼ばれる、私物のモバイル端末の使用を許可していない状況で従業員が使用するケースが増加し、企業

が十分に業務管理できない状態が問題となっております。

それらの問題を解決するため、テレワークにおいてのセキュリティ管理を目的として「CLOMO SECURED APPs」を提供しております。

「CLOMO SECURED APPs」はビジネスで利用するブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しております。「CLOMO SECURED APPs」は、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティに関する要件などを満たしたうえで、個人向けアプリケーションと近い使い勝手を両立させたサービスです。個人向けに提供されているアプリケーションに比べ、法人向けに提供されるアプリケーションは、主にセキュリティに関する特殊な要求があることから、一般的に使い勝手が個人向けのアプリケーションに対して劣ることが多く、使い方の教育コストが必要であったり、使用者の生産性を下げる要因になっていますが、「CLOMO SECURED APPs」は、法人が求めるセキュリティ要件を満たしながら、使い勝手を両立させることができます。

製品・サービス名	概要
4. SECURED APPs	ビジネスで利用するブラウザ・メール・スケジュール・アドレス帳・ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応し、MDMとのセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しているアプリケーションです。

② 投資事業

当社グループの持続的な成長を実現するべく、2021年11月にベンチャーキャピタル子会社として「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を、また2022年1月には当該子会社を通じて「アイキューブド1号投資事業有限責任組合」を設立し、投資事業を開始しました。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社が本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象とする予定であり、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (2022年6月30日現在)

① 当社

本社 : 福岡本社 (福岡県福岡市中央区)
営業所 : 東京オフィス (東京都港区)
大阪オフィス (大阪府大阪市北区)
広島オフィス (広島県広島市中区)

② 子会社

株式会社アイキューブドベンチャーズ (福岡県福岡市中央区)
アイキューブド1号投資事業有限責任組合 (福岡県福岡市中央区)

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
99 (10)	—

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
99 (10)	14名増 (5名増)	35.6	4.2

- (注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

2 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 5,274,850株 (自己株式121株を含む)
- (3) 株主数 1,776名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
佐々木 勉	2,715	51.47
ジャフコS V 4 共有投資事業有限責任組合	447	8.47
畑中 洋亮	420	7.97
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	237	4.49
野村證券株式会社自己振替口	230	4.36
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	90	1.71
平 強	86	1.63
大野 尚	60	1.13
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60	1.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	57	1.09

(注) 持株比率は自己株式 (121株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	10,000	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

①新株予約権の行使により発行済株式の総数が26,500株増加しております。

②2021年11月11日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は10,000株増加しております。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2014年6月26日	
新株予約権の数		130個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,300株 (注) 1	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個あたり2,500円 (1株あたり250円) (注) 1	
権利行使期間		2016年6月27日～2024年6月26日	
行使の条件		(注) 2	
役員 の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	130個 1,300株 1名
	社外取締役		—
	監査役		—

第3回新株予約権			
発行決議日	2017年11月14日		
新株予約権の数	1,730個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式17,300株 (注) 1		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり2,500円 (1株あたり250円) (注) 1		
権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,730個 17,300株 2名
	社外取締役		—
	監査役		—
第7回新株予約権			
発行決議日	2019年9月27日		
新株予約権の数	1,160個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式11,600株 (注) 1		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり7,000円 (1株あたり700円) (注) 1		
権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,160個 11,600株 4名
	社外取締役		—
	監査役		—

第8回新株予約権

発行決議日	2021年5月12日		
新株予約権の数	600個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式600株		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個あたり4,665円 (1株あたり4,665円)		
権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日		
行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	600個 600株 1名
	社外取締役		—
	監査役		—

(注) 1. 2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

〔第1回新株予約権の行使条件〕

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（6月27日から翌6月26日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑤ 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認められない。
- ⑥ その他の条件は、当社株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

〔第3回新株予約権の行使条件〕

- ① 新株予約権者の行使期間中の各年（11月1日から翌10月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

【第7回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

【第8回新株予約権の行使条件】

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2022年6月期から2030年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中において当社使用人に対して交付された新株予約権の状況

第9回新株予約権		
発行決議日	2022年5月10日	
新株予約権の数※	3,750個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,750株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1個あたり2,040円 (1株あたり2,040円)	
権利行使期間※	2024年6月15日～2032年6月14日	
新株予約権の行使の条件	(注) 1	
使用人への交付状況	新株予約権の数	3,750個
	目的となる株式数	3,750株
	交付者数	18名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2023年6月期から2031年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金36億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲において、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできない。
2. その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 勉	Chief Executive Officer 全部門統括 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役
取締役	大淵 一正	情報システム戦略室長 Chief Information Officer 情報システム部門担当
取締役	有森 正和	Chief Investment Officer 事業投資部門担当 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役 リーフラス株式会社 社外取締役
取締役	市川 仁	製品開発運用本部長 Chief Technology Officer 製品開発部門担当
取締役	林 正寿	営業本部長 Chief Sales Officer 営業部門担当
取締役	小玉 博和	カスタマーサクセス本部長 Chief Quality Officer カスタマーサクセス部門担当
取締役	里見 亮陸	管理本部長 Chief Financial Officer 管理部門担当 株式会社アイキューブドベンチャーズ 監査役
取締役	蓑宮 武夫	有限会社みのさんファーム 代表取締役 株式会社タムラ製作所 社外取締役 株式会社TNPパートナーズ 取締役会長 ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長 株式会社パロマ 社外取締役 株式会社シバソク 相談役 (注) 1、4、5
取締役	内田 裕子	金沢機工株式会社 社外取締役 丁藤建設株式会社 社外取締役 株式会社松本商店 社外取締役 株式会社スイングバイクリエーション 代表取締役社長 株式会社長知経営 社外取締役 (注) 1、4、5
取締役	唐池 恒二	
常勤監査役	幸田 好和	
監査役	永津 洋之	永津公認会計士事務所 所長 株式会社DL 社外取締役 株式会社イボキン 社外取締役 株式会社国徳工業 監査役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員 (注) 2、3、4、5
監査役	大野 尚	ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社 代表取締役社長 福岡大学経済学部 非常勤講師 株式会社ひみかな 取締役 FUTAEDA株式会社 取締役 リーフラス株式会社 社外監査役 (注) 2、4、5

(注) 1. 取締役蓑宮武夫氏、内田裕子氏及び唐池恒二氏は、社外取締役です。

2. 監査役幸田好和氏、永津洋之氏及び大野尚氏は、社外監査役です。

3. 監査役永津洋之氏は、公認会計士として、財務経理及び会計に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程

度の知見を有するものであります。

4. 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。
5. 当社は、取締役藁宮武夫氏、内田裕子氏及び唐池恒二氏、監査役幸田好和氏、永津洋之氏及び大野尚氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2021年9月29日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、秋好徳政氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び子会社の取締役並びに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

- c) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2020年9月24日開催の定時株主総会で決議され、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

- d) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

- e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役社長 CEO（全部門統括） 佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

- f) 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会及び監査役の協議により、決定しております。2021年9月29日開催の定時株主総会にて取締役

の報酬額は、年額3億円以内(うち社外取締役1億円以内)、監査役の報酬額を年額3,000万円以内と決議されております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役3名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	207,629千円 (9,900千円)	166,500千円 (9,900千円)	41,129千円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	15,600千円 (13,500千円)	15,600千円 (13,500千円)	— (—)
合計 (うち社外役員)	14名 (6名)	223,229千円 (23,400千円)	182,100千円 (23,400千円)	41,129千円 (—)

(注) 上記には、2021年9月29日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 蓑宮 武夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、各部門からの報告事項等に対して同氏の経験を活かした人的ネットワークから得られる見識に基づく助言を期待される中、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
取締役 内田 裕子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を期待される中、ダイバーシティに関して最先端の見識より適宜助言を行いました。
取締役 唐池 恒二	取締役選任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、経営者として豊富な経験や独立性を活かした見識に基づく助言を期待される中、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
監査役 幸田 好和	監査役選任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、また、監査役会10回のうち10回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、長年のIT企業の経営者としての知識や経験に基づいた助言を期待される中、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。

地位・氏名		出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	永津 洋之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、また、監査役会13回のうち13回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、会計の専門家としての知識や経験に基づいた助言を期待される中、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。
監査役	大野 尚	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、また、監査役会13回のうち13回出席し、出席した取締役会及び監査役会において、経営者としての知識や経験に基づいた助言を期待される中、経営の監視・監督の役割を適切に行いました。

(注) 取締役唐池恒二氏及び監査役幸田好和氏は2021年9月29日開催の定時株主総会にて選任されたため、同日以降に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,115千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,367千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 企業の社会的責任を果たすため、MissionやVisionを社内外に対して示したうえで、役員はこれを遵守します。
- b) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。
- c) 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めたとうえで、適切に保存・管理します。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行います。
- b) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。
- b) 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

- b) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。
 - c) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保します。
 - b) 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- a) 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査役は出席します。
 - b) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いは行いません。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換などの実施や、内部監査人と監査役との緊密な関係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行います。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
- ① 取締役の職務の執行に関して
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款、及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査役会規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を13回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、役職員はリスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理状況を4回報告し、情報共有すると共に、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査人による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不当な扱いを受けないようにしており、監査役による監査も行っております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査役の職務の執行に関して

監査役監査の実効性を高めるため役職員の監査役監査に対する理解を深めるように努め、内部監査人や会計監査人と連携し、適正な監査業務を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な経済成長に貢献すると共に、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年8月24日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当20円とし、配当金の支払開始日（効力発生日）は2022年9月29日とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,780,348
現金及び預金	2,337,409
売掛金	234,349
営業投資有価証券	149,992
その他	58,597
固定資産	422,406
有形固定資産	31,901
無形固定資産	226,843
ソフトウェア	51,537
ソフトウェア仮勘定	169,222
その他	6,083
投資その他の資産	163,662
繰延税金資産	122,886
その他	40,775
資産合計	3,202,755

科目	金額
負債の部	
流動負債	978,826
買掛金	59,190
未払法人税等	185,677
契約負債	496,925
賞与引当金	49,866
その他	187,166
負債合計	978,826
純資産の部	
株主資本	2,220,039
資本金	404,412
資本剰余金	304,412
利益剰余金	1,511,877
自己株式	△661
新株予約権	1,950
非支配株主持分	1,938
純資産合計	2,223,929
負債・純資産合計	3,202,755

連結損益計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

売上高		2,454,410
売上原価		369,583
	売上総利益	2,084,826
販売費及び一般管理費		1,258,121
	営業利益	826,704
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	739	
その他	651	1,438
営業外費用		
固定資産除却損	9,095	
その他	1,167	10,263
	経常利益	817,879
	税金等調整前当期純利益	817,879
	法人税、住民税及び事業税	290,940
	法人税等調整額	△12,528
	当期純利益	539,467
	非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△61
	親会社株主に帰属する当期純利益	539,529

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,572,185
現金及び預金	2,280,450
売掛金	234,349
前払費用	56,570
その他	815
固定資産	632,395
有形固定資産	31,901
建物	26,808
工具、器具及び備品	5,092
無形固定資産	226,843
商標権	6,083
ソフトウェア	51,537
ソフトウェア仮勘定	169,222
投資その他の資産	373,650
関係会社株式	20,000
関係会社出資金	189,988
長期前払費用	302
繰延税金資産	122,886
その他	40,472
資産合計	3,204,580

科目	金額
負債の部	
流動負債	977,699
買掛金	59,190
未払金	128,361
未払費用	50,611
未払法人税等	185,301
契約負債	496,925
預り金	7,442
賞与引当金	49,866
負債合計	977,699
純資産の部	
株主資本	2,224,930
資本金	404,412
資本剰余金	304,412
資本準備金	304,412
利益剰余金	1,516,768
その他利益剰余金	1,516,768
繰越利益剰余金	1,516,768
自己株式	△661
新株予約権	1,950
純資産合計	2,226,881
負債・純資産合計	3,204,580

損益計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

売上高		2,454,410
売上原価		369,583
	売上総利益	2,084,826
販売費及び一般管理費		1,249,409
	営業利益	835,417
営業外収益		
受取利息	765	
雑収入	1,390	2,156
営業外費用		
固定資産除却損	9,095	
投資事業組合運用損	5,467	
為替差損	520	
雑損失	34	15,118
	経常利益	822,455
	税引前当期純利益	822,455
法人税、住民税及び事業税	290,564	
法人税等調整額	△12,528	278,035
	当期純利益	544,419

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2021年7月1日から2022年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

株式会社アイキューブドシステムズ 監査役会
常勤監査役 幸 田 好 和 ㊟
社外監査役 永 津 洋 之 ㊟
社外監査役 大 野 尚 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号

アクロス福岡 1階 円形ホール TEL 092-725-9111 (代表)



交通手段

西鉄バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」バス停から徒歩約0分

地下鉄空港線「天神駅」(16番出口 直結) から徒歩約3分

地下鉄七隈線「天神南駅」 5番出口 から徒歩約3分

西鉄天神大牟田線「西鉄福岡(天神)駅」から徒歩約5分

